

第5回議会改革特別委員会

日時：令和7年9月18日（木）

一般質問終了後

場所：委員会室2

【議事日程】

第1 委員間（議員間）討議について

第2 タブレット活用について

第3 閉会中の継続審査に関する件について

第4 中間報告の申し出について

第5 その他

【次回日程】令和7年10月7日（火） 午前10時から

委員間討議の運用に関する申合せ

- 1 対象とするものは、各常任委員会における議案及び請願審査で、委員が必要と認めるものとする。
- 2 実施の可否については、動議形式により委員が申出し、委員長が委員会に可否を諮り実施する。
- 3 委員間討議は、委員会での質疑の後、質疑終結前に行い、委員長は討議が出尽くしたタイミングで、質疑に戻る。なお再度の質疑後更に委員間討議が必要となった場合は、「2」の申し出を再度行う。
- 4 発言回数や時間の制限は行わない。
- 5 委員間討議は、委員会中に原則公開して行うため、討議時間中は、執行部および傍聴者はそのまま在席とする。

議会報告会の見直しについて

○臨時会・定例会の内容を報告することは必要

- ・参加者が分かりやすいように資料や説明を工夫する必要がある
- ・報告会に「来てもらう」のではなく「発信する」(議会平日の夕方に駅前など人の多いところに
行き報告の機会をつくる)という発想もある

○議会報告会の参加者が固定化されており、新たな参加者が入りづらい

- ・今の参加者が発言する場は引き続き必要だが、話しやすい形式(ワールドカフェ形式など)の
採用や議会報告会に限らず広聴活動を行う必要がある
- ・常任委員会ごとにテーブルを分け、参加者は 30 分ごとに移動して意見交換を行う
- ・報告会を年2回(予算、決算)とし、所管事務調査等の活動を通じて広聴活動(各団体との意
見交換など)を行う

○議会報告会に参加できない人や議会報告に関心のない人から、市政等に関する 意見を聴く場を確保する必要がある

- ・①テーマ活動や所管事務に関して(委員会主導)、
②市民(個人・団体、分野ごと・地域ごと)からの求めに応じて(市民主導)